

5 騒音・振動関係

(1) 騒音に係る環境基準

ア 一般地域の環境基準

(平成10年 環境庁告示64号) (平成24年 市告示75号)

地域の区分		時間の区分 昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～翌日 6 時)
A	第一種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	第一種・第二種住居地域、準住居地域 市街化調整区域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

イ 道路に面する地域の環境基準

(平成10年 環境庁告示64号) (平成24年 市告示75号)

地域の区分		時間の区分 昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～翌日 6 時)
A	第一種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域の2車線以上の道路沿線	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	第一種・第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域の2車線以上の道路沿線	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域の車線を有する道路沿線	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※ 車線とは1縦列の自動車が行き来するためには必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう(以下の表について同じ)

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

(平成元年 環境庁告示64号)

幹線交通を担う道路(高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間))に近接する空間については上表によらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域	時間の区分 昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～翌日 6 時)
・ 2車線以下の車道を有する幹線交通を担う道路は、15mの範囲 ・ 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は、20mの範囲	70 デシベル以下 ※45 デシベル以下	65 デシベル以下 ※40 デシベル以下

※ 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準によることができる

エ 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年 環境庁告示154号) (平成19年12月17日環境省告示114号)

(※長野市内に指定地域無し)

地域の類型	基準値(単位 Lden)
I 専ら住居の用に供される地域	57 デシベル以下
II I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	62 デシベル以下

※評価は算式アにより1日(午前0時から午後12時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル(Lden)を算出し、全測定日のLdenについて、算式イによりパワー平均を算出する。

$$\text{算式ア } 10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,i}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,j}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,k}+10}{10}} \right) \right\} \quad \text{算式イ } 10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

オ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(基準等:昭和50年 環境庁告示46号)

(長野市地域指定:平成6年 県告示130号/最終改正:令和2年県告示125号)

地域の類型	基準値
I 主として住居の用に供される地域 (長野市の指定状況) 第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、付表の地域	70 デシベル以下
II 商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域 (長野市の指定状況) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の地域	75 デシベル以下

(2) 規制法令等の概要

ア 騒音規制法 昭和43年 法律98号 / 振動規制法 昭和51年 法律64号

工場及び事業場から発生する騒音・振動を規制し、騒音・振動の防止対策を推進する法律です。
法で定める特定施設を設置する工場及び事業場から届出を義務づけ、規制基準を設けています。
また、著しい騒音振動を発生させる建設作業等を特定建設作業として届出を義務づけ、規制基準や作業時間制限を設けています。

イ 良好な生活環境の保全に関する条例（県条例）の騒音規制 昭和48県 条例11号

深夜営業騒音に関する規制基準及び音響機器の使用時間制限を設けています。

ウ 長野市公害防止条例（市条例）の騒音規制 平成16年 市条例45号

騒音規制法を補完するため、騒音規制法で定める特定施設及び特定建設作業の対象を拡大しています。また、拡声機を使用する商業宣伝行為について、規制基準と禁止区域を設けています。

(3) 届出について

ア 特定施設の届出

種 別	期 日	概 要
設置の届出	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前	これまで特定施設を設置せず新たに特定施設を設置する場合は、事前に届出が必要です。様式は同一です。
使用届	法令等変更の日から30日以内	法令等で定める特定施設の種類又は規制地域が変更された際に、すでに特定施設を使用している場合は、使用届（内容は設置届と同様）が必要です。
数等の変更の届出	変更の工事の開始の日の30日前	設置（使用）の届出事項のうち、特定施設の種類（能力）ごとの数、使用の方法、騒音の防止の方を変更する場合は、事前にその旨の届出が必要です。様式は同一です。 ※ 変更の内容によっては不要の場合もあります。
氏名の変更等の届出	変更の日から30日以内	設置の届出事項のうち、氏名又は名称及び法人であっては代表者、工場又は事業場の名称及び所在地の変更が生じた場合は、その旨の届出が必要です。様式は同一です。
廃止届	廃止の日から30日以内	特定施設のすべての使用を廃止した場合は、廃止の届出が必要です。 ※ 一時使用停止は含まれません。
承継届	承継の日から30日以内	特定施設のすべてを承継（譲り受け、又は借り受け）した者又は法人は、その旨の届出が必要です。

イ 特定建設作業の届出

特定建設作業の実施の届出	作業開始の日の7日前	特定建設作業（騒音規制法・振動規制法・長野市公害防止条例）を実施する場合は、事前にその旨の届出が必要です。 現場見取図、工程表、現場周辺図を添付してください。
--------------	------------	--

(4) 特定施設及び特定建設作業一覧

ア 特定施設の一覧

(騒音規制法施行令別表 1, 振動規制法施行令別表 1, 市条例規則別表 1-2)

特定施設*の種類		騒音規制法	振動規制法	長野市公害防止条例 (騒音規制)
金 械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	—	—
	製管機械	全 て	—	—
	ベンディングマシン	ロール式かつ原動機の定格出力3.75kW以上	—	—
	液圧プレス	矯正プレスを除く	矯正プレスを除く	—
	機械プレス	呼び加圧能力 294kN (30重量t) 以上	全て	—
	せん断機	原動機の定格出力 3.75kW以上	原動機の定格出力 1kW 以上	—
	鍛造機	全 て	全 て	—
	ワイヤーフォーミングマシン	全 て	原動機の定格出力 37.5kW 以上	—
	ブラスト	タンブラスト以外 (密閉式のものを除く)	—	—
	タンブラー	全 て	—	—
	切断機	といしを用いるもの	—	—
空気圧縮機及び送風機		送風機：原動機の定格出力7.5kW以上 空気圧縮機：一定の限度を超える大きさの騒音を発生しない ものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出 力が7.5kW以上のものに限る。	圧縮機：一定の限度を超える大き さの振動を発生しないものとし て環境大臣が指定するものを除 き、原動機の定格出力が7.5kW以 上のものに限る。(送風機は除く)	原動機の定格出力3.75kW 以上、7.5kW未満
冷凍冷蔵用ガス圧縮機		—	—	原動機の定格出力 7.5kW 以上
空調用ガス圧縮機		—	—	原動機の定格出力 7.5kW 以上
土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力 7.5kW以上	原動機の定格出力 7.5kW以上	原動機の定格出力3.75kW 以上、7.5kW未満
土石用又は鉱物用以外の 破碎機		—	—	原動機の定格出力 3.75kW 以上
織機		原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	—
建 設 用 資 材 製 造 機	コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.45m³以上 (気ほうコン クリートプラントを除く)	—	—
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg以上	—	—
	コンクリートブロック マシン	—	原動機の定格出力の 合計が2.95kW以上	—
	コンクリート管製造機械、 コンクリート柱製造機	—	原動機の定格出力の 合計が10kW以上	—
穀物用製粉機		ロール式かつ原動機の定格出力 7.5kW以上	—	ロール式かつ原動機の定格出力 3.75kW以上、7.5kW未満
木 材 加 工 機 械	ドラムバーカー	全 て	全 て	—
	チップパー	原動機の定格出力 2.25kW以上	原動機の定格出力 2.2kW 以上	—
	碎木機	全 て	—	—
	帯のこ盤	製材用は原動機の定格出力 15kW以上 木工用は原動機の定格出力 2.25kW以上	—	—
	丸のこ盤	製材用は原動機の定格出力 15kW以上 木工用は原動機の定格出力 2.25kW以上	—	—
	かんな盤	原動機の定格出力 2.25kW以上	—	—
抄紙機		全 て	—	—
印刷機械		原動機を用いるもの	原動機の定格出力 2.2kW 以上	—
ゴム練用又は合成樹脂練 用のロール機		—	原動機の定格出力 30kW 以上 (カレンダーロール機を除く)	—
合成樹脂用射出成形機		全 て	全 て	—
鋳造型機		ジョルト式	ジョルト式	—
石材加工用切削機		—	—	原動機を用いるもの

* 移動式を除く。

イ 特定建設作業の一覧

(騒音規制法施行令別表 2, 振動規制法施行令別表 2, 市条例規則別表 2)

騒 音 規 制 法	長野市公害防止条例 (騒音規制)
くい打機 (もんけんを除く。)、くい抜き又はくい打くい抜き機 (圧入式くい打くい抜き機を除く。) を使用する作業 (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	くい打機 (もんけんを除く。) をアースオーガーと併用する作業
びょう打機を使用する作業	インパクトレンチを使用する作業 (工具を除く)
さく岩機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業であつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)	—
空気圧縮機 (電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。) を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	—
コンクリートプラント (混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント (混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限る。) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	—
バックホウ (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。) を使用する作業	ブルドーザー (原動機の定格出力が 40kW 未満のものに限る。)、トラクターショベル (原動機の定格出力が 70kW 未満のものに限る。)、バックホウ (原動機の定格出力が 80kW 未満のものに限る。) 等の整地機械又は掘削機械を使用する作業
トラクターショベル (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。) を使用する作業	
ブルドーザー (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。) を使用する作業	
—	コンクリートカッターを使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業であつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
—	ディーゼル発電機 (原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。) を使用する作業
振 動 規 制 法	
くい打機 (もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜き機 (油圧式くい抜き機を除く。) 又はくい打くい抜き機 (圧入式くい打くい抜き機を除く。) を使用する作業	
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
舗装版破砕機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業であつては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)	
ブレーカー (手持式のものを除く。) を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業であつては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)	

ウ 深夜営業騒音の規制対象

(県条例 規則第 8 条)

(1)	食品衛生法施行令 (昭和28年政令第299号) 第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる営業。
(2)	食品衛生法施行令第35条第2号に規定する喫茶店営業。

(5) 規制基準等

ア 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(昭和43年 厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示1号)(昭和50年 県告示97号)
(平成11年 市告示108号)(平成17年 長野市告示62号)(市条例規則別表3-2)

区域の区分		時間の区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
			8時～18時	6時～8時 18時～21時	21時～翌日6時
第1種区域	第一種低層住居専用地域		50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域、準住居地域 市街化調整区域		60デシベル	50デシベル	50デシベル
第3種区域	近隣商業地域・商業地域 準工業地域		65デシベル	65デシベル	55デシベル
第4種区域	工業地域		70デシベル	70デシベル	65デシベル

※ 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度

※ 上表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域内の区域内の学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲のおおむね50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。

イ 特定工場等において発生する振動の規制基準

(昭和51年 環境庁告示90号)
(昭和52年 県告示683号)(平成11年 市告示107号)(平成17年 市告示63号)

区域の区分		時間の区分	昼 間	夜 間
			7時～19時	19時～翌日7時
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域、準住居地域 市街化調整区域		65デシベル	60デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70デシベル	65デシベル

※ 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度(振動感覚補正回路は、鉛直振動特性)

※ 学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲のおおむね50mの区域内における規制基準は、各基準から5デシベル減じた値とする。

ウ 特定建設作業に係る騒音・振動規制基準

(昭和43年 厚生省、建設省告示1号)
(平成17年 市告示62, 63号)(市条例23条, 規則別14条別表3-3)

区域の区分		騒音の 大きさ	振動の 大きさ	作業禁止 時刻	最大作業 時間	連続作業 日数	作業 禁止日
第1号区域	第一種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	85 デシベル	75 デシベル	19時 ～ 翌日7時	10 時間/日	連続6日	日曜 休日
第2号区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域			22時 ～ 翌日6時	14 時間/日		

※ 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度

※ 第2号区域のうち学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲のおおむね80mの区域内は第1号区域に含める。

※ 市条例で定める特定建設作業については、騒音規制のみ適用する。

エ 商業宣伝行為に係る拡声機に関する騒音の規制基準

①拡声機を店頭、街頭等に固定し、又は自動車等に備え付けて使用する場合

(市条例 39 条, 規則 24 条別表 5)

区域の区分		騒音の 大きさ	禁止時刻	使用基準
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域	50 デシベル	20 時 ～ 翌日 8 時	地上 7 m 以上で 使用しないこと
第 2 種区域	第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域、準住居地 域、 市街化調整区域	60 デシベル		
第 3 種区域	近隣商業地域・商業地域 準工業地域	65 デシベル		
第 4 種区域	工業地域	70 デシベル		
移動使用	(上記全て)	80 デシベル		1 地点に停止し て 5 分以上連続 使用しないこと
禁止区域	以下の施設の敷地の周囲 50m 以内 ① 学校教育法第 1 条の学校 ② 児童福祉法第 7 条の保育所 ③ 医療法第 1 条の病院・入院施設を有する診療所 ④ 図書館法第 2 条の図書館 ⑤ 老人福祉法第 5 条の特別養護老人ホーム ⑥ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律第 2 条 の幼保連携型認定こども園			

②航空機に備え付けて拡声機を使用する場合 (昭和 60 年県告示 616 号)

使用基準	使用禁止地域	1) 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号) の国立公園及び国定公園 2) 長野県自然公園条例 (昭和 46 年長野県条例第 22 号) の長野県立 自然公園 3) 長野県自然環境保全条例 (昭和 48 年長野県条例第 35 号) の自然 環境保全地域及び郷土環境保全地域 4) 軽井沢国際親善文化観光都市建設法 (昭和 26 年法律第 253 号) の国際親善文化観光都市
	使用禁止時間	午後 5 時から翌日の午前 9 時までの間において拡声機を使用しないこ と。
	使用方法	1) 拡声機 を使用しながら、同一地域の上空で連続して 2 回を超えて 旋回しないこと。 2) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム 及び 幼保連携型認定こども園 に直接拡声機を向けて使用しないこと。 3) 拡声機の電力増幅機の使用時の最大出力は、30 ワット以下にする こと。
届出	当該商業宣伝放送を行う日の 3 日前までに届出するものとする。	

オ 深夜営業騒音に関する規制基準

①規制基準 (県条例 42 条、規則 9 条―別表第 4-5) (昭和 57 年 県告示 415 号)

規制区域	規制基準	規制時間
第一種・第二種低層住居専用地域	40 デシベル	23 時 ～ 翌日 6 時
第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域 準住居地域、 その他の地域（市街化調整区域を含む）	45 デシベル	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	55 デシベル	
工業地域	60 デシベル	

(備考)その他の地域とは、用途地域の定めのない地域をいう。

②音響機器の使用制限 (県条例43条、規則17条)

使用禁止区域	規制対象市町村のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
対象音響機器	カラオケ装置・音響再生装置（録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせる装置をいう。）・楽器・拡声装置
使用禁止時間	午後 11 時から翌日の午前 6 時まで

(ただし、営業店舗内の音響機器から発生する音が外部に漏れないものは、この制限を受けない)

(6) 道路交通騒音・振動の要請限度

ア 交通規制の騒音要請限度

① 区域区分

(平12年 告示235号) (平成17年 市告示62号)

a	第一種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域
b	第一種・第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

② 要請限度

(平成12年 総理府令15号)

地域		時間の区分	昼 間	夜 間
			6 時～22 時	22 時～翌日 6 時
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

幹線交通を担う道路に近接する空間については上表によらず、次表のとおりとする。

地域		時間の区分	昼 間	夜 間
			6 時～22 時	22 時～翌日 6 時
高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市道で、2 車線以下は道路端から 15m 範囲、3 車線以上は道路端から 20m 範囲			75 デシベル	70 デシベル

イ 交通規制の振動要請限度

(規則第12条別表第2) (平成11年 市告示107号) (平成17年 市告示63号)

区域の区分		時間の区分	昼 間	夜 間
			7 時～19 時	19～翌日 7 時
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域		65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70 デシベル	65 デシベル